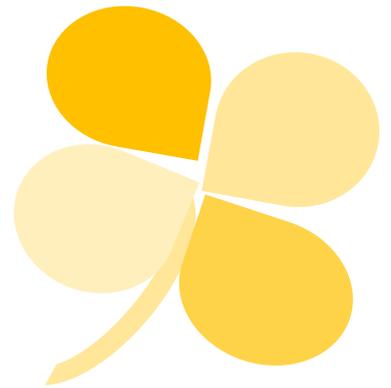


呉市

パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き



呉市



## 目 次

1	パートナーシップ宣誓制度の概要	1
2	宣誓できる方	2
3	宣誓手続の流れ	2
4	必要書類	4
5	交付する書類	6
6	受領証等の再交付・変更・返還	6
7	他自治体との相互利用	7
8	宣誓書記載内容証明書	8
9	よくある質問	9

## 1 パートナーシップ宣誓制度の概要

呉市では、性別、性的指向、性自認その他の事情にかかわらず、誰もが自分らしく生き、お互いの人権、性の多様性を尊重し合う共生社会の実現と、全ての市民が希望を持って暮らし続けられる活力ある開かれたまちづくりを目指しています。

その取組の一環として実施する「呉市パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、呉市が受領証および受領カードを交付するものです。

この制度は、婚姻制度と異なり法律上の効果（相続、税の控除など）はありませんが、宣誓により市営住宅の申し込みなど、市の一部サービスの利用が可能になります。

呉市ではこの制度を通じて、性的マイノリティ（少数派）の方々への理解を広め、誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会を目指します。

### 【用語】

性的マイノリティ 性的指向や性自認のあり方が少数派である人

パートナーシップ 一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係

## 2 宣誓できる方

一方または双方が性的マイノリティである二人で、次の要件に全て該当する方が宣誓することができます。

- いずれか一方が呉市に住所を有して（転入予定を含む）いること。
- 双方が民法に規定する成年に達していること。
- 双方に配偶者（事実婚含む）がないこと。
- 双方が宣誓しようとする相手以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- 双方の関係が直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でないこと。（養子縁組を除く）

## 3 宣誓手続の流れ（安心して宣誓していただくために）

### (1) 宣誓日の予約

原則、宣誓予定日の一週間前までに、電話またはEメールにて予約してください。

宣誓可能な日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）  
午前9時00分～午後4時00分

※宣誓に当たっては、「4 必要書類（P4～5）」がございます。

戸籍抄本など、提出書類の取得に時間がかかる場合がありますので、余裕をもった日時で予約してください。

#### ≪予約先≫

呉市市民部人権・男女共同参画課  
呉市中央4丁目1番6号  
TEL：0823-25-3476  
E-mail：[zinken@city.kure.lg.jp](mailto:zinken@city.kure.lg.jp)

予約時には、以下のことをお伝えください。

- ① お二人の氏名、生年月日、住所
- ② 希望日時  
(できるだけ複数の日時をご希望ください。)
- ③ 日中連絡のとれる電話番号またはメールアドレス

## (2) 宣誓当日（宣誓及び受領証交付）

- ・ 予約した日時に、お二人そろって予約時に指定された場所へお越しください。
- ・ 宣誓場所では、「パートナーシップ宣誓書（様式第1号）」（裏面：パートナーシップ宣誓にあたっての確認書）を記入していただきます。

※宣誓書の用紙は呉市が準備します。

※宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

※自ら宣誓書に記入できないときは、宣誓をしようとする方及び市職員の立ち合いのもと、代書することができます。

宣誓場所：宣誓予約時に指定された場所（原則、呉市役所本庁舎内）

所要時間：1時間半程度

必要書類：（1）住民票又は住民票記載事項証明書

（2）戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類

（3）本人確認できる書類

（4）通称名を証明する書類（通称名の使用を希望する場合）

※（1）～（4）の書類を揃えて、当日ご持参ください。

詳しくは、この手引きの4ページ、5ページをご覧ください。

※宣誓当日に宣誓書の写し（1枚）、「宣誓書受領証（様式第2号）」（1通）、「宣誓書受領カード（様式第3号）」（2通）をお二人に交付します。ただし、書類に不備や不足があった場合、交付を延期することがあります。

## 4 必要書類（（１）～（４）の書類を揃えて、当日ご持参ください）

### (1) 住民票または住民票記載事項証明書

3か月以内に発行された、住民票か住民票記載事項証明書のどちらかを提出してください。

住 民 票	本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。 （本籍地・筆頭者はなくてもかまいません。）
住民票記載 事項証明書	本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。

※宣誓するお二人が同じ世帯である場合は、1枚の住民票（住民票記載事項証明書）にお二人と一緒に記載されたものでもかまいません。

**※個人番号（マイナンバー）の記載があるものは受け取れません。**

#### 【転入予定の場合】

宣誓予定日から14日以内に転入予定の方は、転入が予定されていることがわかる書類の写しを提出してください。

例：転出証明書、新しい住居の賃貸借契約書

※個人番号（マイナンバー）部分はマジック等で黒塗りしてください。

### (2) 戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類

3か月以内に発行された、戸籍抄本等で配偶者がいないことを証明できる書類を提出してください。本籍地のある自治体で取得できます。

戸籍を取得する方法は、窓口での請求だけでなく、郵便請求もあります。詳しくは本籍地のある自治体へご確認ください。

※本籍地がわからない場合は、本籍地が記載された住民票を取得することで確認することができます。

※外国籍の方は本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）を、日本語訳を添付した上で提出してください。

※提出された資料は、返却しません。

### (3) 本人確認できる書類

【例】

- ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・運転免許証 ・旅券（パスポート）
- ・住民基本台帳カード（写真付き） ・在留カード ・特別永住者証明書
- ・小型船舶操縦免許証 ・宅地建物取引士証

※上記の書類をお持ちでない場合は、複数枚を組み合わせて提示することで、本人確認ができます。

※（A）の書類を2枚、または（A）と（B）の書類を各1枚

- (A) ・国民健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者証
- ・介護保険被保険者証 ・生活保護受給者証
  - ・基礎年金番号通知書 ・年金手帳 ・被爆者健康手帳
- (B) ・法人が発行した身分証明書（写真付き） ・学生証（写真付き）
- ・国もしくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）

※その他の本人確認できる書類については、市民部人権・男女共同参画課（TEL：0823-25-3476）へお問い合わせください。

### (4) 通称名を証明する書類（通称名の使用を希望する場合）

通称名での宣誓を希望される方は、3か月以内に発行された、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類を提出してください。

【例】

- ・給与明細書 ・通称名の記載のある住民票 ・在学証明書
- ・自宅に届いた郵便物2通（消印があり、住民票の住所と一致し、手書きでないもの）

## 5 交付する書類

提出書類に不備等がなければ、パートナーシップ宣誓書受領証（1枚）及び受領カード（2枚）をお二人に交付します。

## 6 受領証等の再交付・変更・返還

### (1) 受領証等の再交付

紛失や毀損、汚損などによりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請するときは、「再交付申請書（様式第4号）」を提出してください。また、「再交付申請書」を提出するときは、本人確認を行いますので、この手引きの5ページに記載している「4必要書類(3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、必ずお持ちください。

再交付・変更・返還を行う場合は、事前に予約をお願いします。

※再交付後、紛失した受領証等を発見した場合はすみやかに返還してください。

### (2) 宣誓事項の変更

宣誓書に記載した事項（住所・氏名など）に変更があった場合は、「宣誓事項変更届（様式第5号）」を提出してください。変更内容が確認できる書類を一緒に提出してください。

#### 【例】

住所変更の場合：住民票、住民票記載事項証明書

氏名変更の場合：戸籍抄本等

通称名変更の場合：給与明細書、通称名の記載のある住民票等

また、変更届提出の際に本人確認を行いますので、この手引きの5ページに記載している「4必要書類(3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

### (3) 受領証等の返還

以下に該当するときは、「受領証等返還届（様式第6号）」を提出し、受領証等を返還してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 一方が亡くなられたとき
- (3) お二人ともが市内に住所を有しなくなったとき
- (4) 宣誓が無効となったとき（※）
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

#### 【宣誓が無効となる時とは】

次のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。その場合は、無効となった受領証等の交付番号をホームページ等で公表させていただきます。

- (1) パートナーシップを形成する意思がないとき
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (3) 宣誓できる方の要件（P.2参照）に反しているとき
- (4) 市内に転入予定の場合、期日までに呉市内への転入を証明する書類を提出しないとき

※返還届提出の際に本人確認を行いますので、この手引きの5ページに記載している「4必要書類(3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

## 7 他の自治体との相互利用

宣誓したお二人が、呉市が「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定」を締結している自治体へ転居する場合は、「受領証等継続使用申請書（様式第9号）」を呉市へ提出することで、転居先の自治体で新たに「パートナーシップ宣誓」をしなくても、呉市の受領証等を転居先の自治体で継続して使用することができる場合があります。

詳しくは、市民部人権・男女共同参画課（TEL：0823-25-3476）へお問い合わせください。

## 8 宣誓書記載内容等証明書

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、「宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号）」を提出してください。

### 【宣誓書記載内容等証明書が必要なときとは】

例えば、宣誓してから数年後に何らかのサービスを受けようとした時、サービスの提供側から「最新の日付で宣誓したことを証明するものが欲しい」と言われることがあるかもしれません。そのようなときは、「宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号）」を提出いただき、呉市から交付される「宣誓書記載内容等証明書（様式第8号）」を提出してください。

## 9 よくある質問

### Q.1 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方で、宣誓できる人の要件（P.2参照）を満たしていれば、宣誓することができます。

### Q.2 同居していないと宣誓できませんか？

同居していなくても宣誓することができます。

### Q.3 養子縁組をしていますが、宣誓できますか？

養子縁組をしても宣誓はできます。

### Q.4 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）と住民票、本人確認できる書類の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

### Q.5 宣誓に当たり、プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、市職員のみが立ち会います。提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

### Q.6 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか？

郵便やEメールでは受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、宣誓書を提出していただく必要があります。

### Q.7 代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時はお二人でお越しいただく必要があります。

#### Q.8 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。また、宣誓書記載内容証明書の交付も無料です。ただし、宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票や戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。

#### Q.9 受領証等に有効期限はありますか？

有効期限はありません。

#### Q.10 呉市外に転出する場合はどうすればよいですか？

お二人ともが呉市外に転出する場合は、「受領証等返還届（様式第6号）」を提出し、受領証等を返還してください。ただし、呉市が「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定」を締結している自治体に転出する場合は、申請により受領証等を継続使用することができる場合があります。

双方とも呉市に居住していたが、一方だけ市外に転出する場合は、転入手続きを終えた後、「宣誓事項変更届（様式第5号）」と新住所の住民票を提出してください。

#### Q.11 成りすましなどの悪用をされませんか？

宣誓を受ける際に戸籍抄本、住民票、本人確認書類等を確認することで、成りすまし等を防止します。なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を呉市ホームページで公表します。

#### Q.12 宣誓をすることでどんなメリットがありますか？

この制度に法的な効力はありませんが、各種行政サービス等が利用できるようになります（利用できる行政サービスについては呉市ホームページで公表しています。）。

民間企業等においても家族扱いのサービスに活用してもらえるよう、周知啓発に取り組めます。

## 人権に関する各種相談窓口

### LGBT電話相談（エソール広島）

TEL **082-207-3130**

【受付】毎週土曜日 10:00～16:00

※祝日・年末年始を除く

ご家族やパートナー、支援者の方からの相談もお受けします。  
相談は、無料です。匿名で、秘密は厳守します。ひとりで悩まず、お気軽にお電話ください。

#### 相談例

- 自分の性的指向や性別の違和感
- 自分の性別がはっきりとわからない
- 自分の性的指向や性別違和のために、職場で安心して働くことができない など

### ■ 全国の法務局・地方法務局が開設している人権相談窓口

#### みんなの人権110番

（広島法務局人権擁護部）

TEL 0570-003-110

【受付】月～金（祝日・年末年始を除く）

8:30～17:15

#### 外国語人権相談ダイヤル

(Foreign-language Human Rights Hotline)

0570-090-911

(Weekdays 9:00 - 17:00)

#### 【対応言語】

English（英語）・Chinese（中国語）・Korean（韓国語）・Filipino（フィリピン語）  
Portuguese（ポルトガル語）・Vietnamese（ベトナム語）・Nepali（ネパール語）  
Spanish（スペイン語）・Indonesian（インドネシア語）・Thai（タイ語）

※詳細な手続き方法や必要書類などは、  
呉市人権・男女共同参画課のホームページをご覧ください。



呉市パートナーシップ宣誓制度

検 索

## 呉市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

令和8年4月版

呉市 市民部 人権・男女共同参画課

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

TEL : 0823-25-3476

FAX : 0823-26-6267

E-mail : zinken@city.kure.lg.jp